

令和2年5月18日

保護者の皆様へ

尾張旭市教育委員会

尾張旭市立小中学校の学校再開について

日頃は本市教育行政に対し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県からの学校再開の要請を受け、学校を再開していくこととしました。学校の再開にあたっては、文科省の学校再開ガイドラインに基づき、下記のような必要な措置を講じてまいります。

長期間にわたって実施した臨時休業の期間において、各御家庭での工夫と御努力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも御理解御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 健康管理について

- (1) 登校時に、健康観察カード等を活用して、健康状態を把握する。
- (2) 教室等のこまめな換気を徹底する。
- (3) マスクを着用するよう指導する。
- (4) 流水と石鹸での手洗いを励行し、清潔なハンカチを持参するよう指導する。
- (5) 多くの児童生徒が手を触れる箇所は、消毒を実施する。
- (6) 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事により免疫力を向上させるよう指導する。

2 各教科等の指導について

- (1) 教室の座席配置に留意し、可能な限り間隔を広くとる。
- (2) 近距離での会話や発声が必要な場面では、実施方法を工夫する。
- (3) 実技教科（実技指導）については、「密接」になる活動を避けたり、単元の順序を入れ替えたりする等、実施方法を工夫する。
- (4) 児童生徒が密集して長時間活動する学習については、当面の間実施しない。

3 給食について

- (1) 給食で利用する配膳台等は、必ず事前に消毒をする。
- (2) 配膳前には、給食当番はもとより児童生徒全員の手洗いを徹底する。
- (3) 向かい合う席の配置を避け、前向きの席のまま会食する。

4 学校行事について

感染拡大防止の観点から、感染リスクの高い3つの条件（密閉・密集・密接）が重なる場とならないよう、各学校が判断して実施の可否や方法を決定する（詳細は随時各学校からお知らせします）。

5 保護者の皆様へのお願い

- (1) お子様の感染が確認された場合、濃厚接触者と確認された場合や発熱等の風邪の症状がみられる場合は、学校へ御連絡ください。また、医療機関に相談したり、無理に登校させず、自宅で休養をとったりするようにしてください。この場合、「出席停止」として扱い、欠席日数には含まれません。
- (2) 毎朝の御家庭での検温及び健康観察カードの提出に御協力ください。
- (3) 登校後、風邪症状がみられる場合、連絡をしますので迎えに来ていただくようお願いいたします。
- (4) 手洗いやうがい等の励行により予防に努めてください。
- (5) 十分な休養とバランスのよい食事に留意して、規則正しい生活を心がけてください。
- (6) 海外渡航歴のある方が身近にいる場合は、より丁寧な健康観察をお願いいたします。

6 臨時休校の措置について

- (1) 感染者が確認された学校は、3日間の臨時休校の措置を講じ、消毒を実施する。
- (2) その後の休校期間は、保健所の指導のもと検討する。

7 その他

今後、国や県の方針等により、対応が大きく変化する場合がありますので、学校のホームページやメールを御確認ください。

担当 教育行政課 学校指導係
電話 76-8174